The second control of												
児童公園制限行為許可(変更)申請書												
江田島市長									年	月	日	
		様	<i>I</i> -				ac					
			住(法人	にあってに	計 所 在	所 地)					
		1	申請者 氏	147	(100)) (10	× // IL	名					
			(:	法人に	は名称及び代表							
ς,	電話番号() 一 江田島市児童公園設置及び管理条例により制限されている行為について、行為の許可(変更)を受けたいので次										n — W. m	
	⊥田島巾児重公 3り申請します。	(, 行為の計	可(変更)を	(文り	/CV10.) CK(0)						
公公	園 名											
	公園施設等名)											
		1 存英 曹ム	スの似っからに	おい	マケチかよる	ر بر ا _م						
許可	可申請する制限	1 行商,募金その他これらに類する行為をすること。 2 業として写真又は映画を撮影すること。										
		3 興行を行うこと。 4 競技会,展示会,博覧会その他これらに類する催しのために市立公園の全部又は一部を独占										
行為	為の内容											
して利用すること。									7 1.士	目ぶぎ	刃みフォ	
※ ?	È1	5 前各号に掲げるもののほか、市立公園の管理上支障を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの()										
		,	1124414 1144 1	1 .2.	· □ 4 × / ·	41 61	T 44 o. h. v.	口本八田子	44 III	L 7 [8		
		1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために児童公園を利用する場合 2 次のいずれかに該当するもので営利を目的としない,競技会,展示会,集会その他これに類										
		するもののために児童公園を利用するとき。										
		① 利用者の過半数以上が市内に在住する者で構成されている団体										
		② 社会福祉施設に入所している者が引率されて利用する場合										
減	免 基 準	③ 原爆被爆者健康手帳,健康手帳(老人保健法(昭和57年法律第80号)に規定する健康手帳を										
		いう。以下同じ。),身体障害者手帳,療育手帳,精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手										
* ?	}- 1	帳の交付を受けている者(健康手帳の交付を受けている者にあっては,65歳以上の者に限										
å 1.	1.1	る。) ② 伊芬園 初ウンドシ国 仏雅国 小ど林 由ど林 直然ど林 由然教会ど林可以完然										
		④ 保育園,認定こども園,幼稚園,小学校,中学校,高等学校,中等教育学校又は盲学校,聾学校若しくは養護学校の小学部,中学部若しくは高等部における学校教育活動とし										
		て当該児童又は生徒若しくは教師が利用する場合										
		 3 市又は市教育委員会の主催する行事に参加する者が児童公園を利用するとき。										
		4 その他(
行	為の目的											
	変更の場合は											
Ž	その内容)											
行	為の期間			4	F 月	日	から	年	月		日まで	
	*\ =====	=+1		~								
		請について,次(* = h		Λ	<i>⇒</i> r	→ ÷k	f		
市	起案	—		日日日	許可決定			<u>許可・</u> 第	个計	· 刊 号		
役所	決 裁 施 行			日日	許可・不記 減 免 決 定			<u></u> ・ 許可・	不 쐀			
記載	· ·		- д	Н	 成元))	th HJ .	/I\ HT	HJ		
欄	指示事:	項 等										
記	主務課長	課長補佐	係 長		課員	起	職名					
市役所記載欄(記入不要)				T		1 .						
要						案	氏名					
						者	- A-H					
\•/	上伯林中のツェ	古古でたわおよっ	<u>> 1.</u>			1	<u> </u>					
*	A 緑 件 内 の 必 身	要事項を記載する	こと 。									
*	既に 児童小園の)上田許可(亦再	年可も今ま。) な	~平1	ナている担合は	+ +	由結け不再レ	ナ ス				

- ※ 既に児童公園の占用許可(変更許可も含む。)を受けている場合は、本申請は不要とする。
- ※ 注1:該当する番号に○を付けること。